


刑事控訴審第1回期日について

2022年1月15日(土)14時@東京
弁護士 大河陽子

2021年11月2日(火)13時30分 控訴審第1回期日@東京高裁104法廷





**東京高等裁判所
第10刑事部**

裁判長	細田啓介裁判官
右陪席	駒田秀和裁判官
左陪席	野口佳子裁判官

原判決の重大な誤り

- 1 長期評価の信頼性・具体性を否定した点
- 2 原子炉の安全性についての社会通念を誤って捉えている
- 3 結果回避義務の内容を正確に理解していない。
- 4 現場検証の申請を却下して判決に及んだ点

長期評価の信頼性

原判決

「M t 8. 2前後の津波地震が海溝寄り領域内のどこでも発生する可能性があるとしたことについて、本件地震発生前の時点においては、**十分な根拠を示していたとはいいい難い**」

北側領域と南側領域に分けると、
海底地殻構造が異なる
北側に付加体が存在
北側のほうがカップリングが強いなど

作成主体及び作成経緯を重視すべき

長期評価の策定に関与した専門家や膨大な知見全ては、法廷で取り調べられないが、作成主体及び作成経緯に含まれている。

原判決は、作成主体、作成経緯、審議経過について原判決は十分に理解していない。



気象庁元職員 濱田信夫証人を申請

長期評価の作成主体及び作成経緯からすれば、裁判官は、長期評価の信頼性に疑義を抱かせる特段の事情が認められない限り、信頼性を認めるといふ枠組みで判断すべき。

長期評価の信頼性に疑義を抱かせる特段の事情になり得ない。

北側領域と南側領域で海底地殻構造が異なる

海底地殻構造は異なるものの、**いずれの領域でも津波地震が発生している。**
一つの領域とすることに**異議は出ていない。**

長期評価の信頼性に疑義を抱かせる特段の事情になり得ない。

北側領域に付加体があり、南側領域にはない。

- 世界的権威金森博雄氏

1400年間巨大地震が起こっていない福島県沖を含む領域について、巨大地震、サイレント地震、津波地震のいずれかが発生する可能性を指摘。

付加体について説明していない。

- トニー・レイ氏

世界中の14の沈み込み帯

どこでも津波地震が起きる。

付加体を関連付けていない。

長期評価の信頼性に疑義を抱かせる特段の事情になり得ない。

北側領域に付加体があり、南側領域にはない。

- ・ 松澤氏

付加体の見解が正しいという証拠はなく、評価として使うレベルの信用性はないと考えた。

長期評価の改訂の際に、自説を述べることも、異議を唱えることもなかった。

- ・ 佐竹氏、今村氏

付加体の見解を主張せず、異議を唱えなかった。



意見表明できない程度の仮説に過ぎなかった。

長期評価の信頼性に疑義を抱かせる特段の事情になり得ない。

北側領域に付加体があり、南側領域にはない。

平成16年度のアンケート

選択肢① 過去に発生した領域で発生

選択肢② 海溝寄りの領域内のどこでも発生

今村氏 ①に0.4 ②に0.6

長期評価の見解を重視

佐竹氏 ①に0.5 ②に0.5

長期評価の見解を否定していない。

長期評価の信頼性に疑義を抱かせる特段の事情になり得ない。

北側領域に付加体があり、南側領域にはない。

平成21年度のアンケート

選択肢① 過去に発生した領域で発生

選択肢② 海溝寄りの領域内のどこでも発生

北部に比べて南部はすべり量

選択肢③ 海溝寄りの領域内のどこでも発生

海溝寄りのどこでも発生

松澤氏	① 0. 2	② 0. 6	③ 0. 2
今村氏	① 0. 3	② 0. 6	③ 0. 1
谷岡氏	① 0. 5	② 0. 3	③ 0. 2
佐竹氏	① 0. 5	② 0. 1	③ 0. 4

「過去に発生」と「海溝寄りのどこでも」は同程度

2008年7月31日

武藤

「研究を実施する」

「研究を実施しよう」

原判決の論理

審査基準等に当時の「社会通念」が反映されているのだから、原子炉の安全は、これらの規制や基準に従っていればよい。

誤り

社会通念

万が一にも事故を起こしてはならない。

予見可能性の判断における結果回避義務の内容

誤り

原判決

長期評価には、**運転停止措置**を講じるべき結果回避義務を課すに相応しい予見可能性を根拠づける信頼性、具体性がない。

本件で予見可能性を判断する結果回避義務は、**防潮堤建設等の措置**を講じるべき結果回避義務

原発の設置運転が許可されているのは、予見される津波の襲来に対しての安全対策が講じられていることを前提にしている。



10m盤を超える津波襲来を予見できた場合には当然、安全対策が講じられなければならない。



防潮堤建設等の措置を講じるまでは、安全対策が講じられていない状態。運転することが許されない。



津波襲来の可能性が判明した時点で直ちに、防潮堤の建設が水密化などの回避措置を講じるための対策に着手すべきであった。

回避措置を講じるまでは、一時的に運転停止すべきだった。

誤り

原判決

結果回避行為を**運転停止措置のみ**と捉えて、
運転停止措置の容易性、困難性について検討。

結果回避行為を防潮堤等の措置と捉えると、
原判決のような検討は全く不要。

原判決は、防潮堤建設等の措置について十分
な理解をしていない。



原子力工学の専門家 渡辺敦雄証人を申請

原判決

現場検証の申請を却下して判決に及んだ

福島第一原発の現場検証が不可欠

「百聞は一見に如かず」

- ・ 福島第一原発事故はこれまでに起きたことのない重大事故
- ・ 日常生活では見聞きし得ない極めて特殊な事象
- ・ 福島第一原発がいかに低い位置に立地しているのか。
- ・ 津波が襲来したらどうなるか。

弁護人による答弁

1 点目

指定弁護士は、原判決が結果回避行為を運転停止措置のみに目を向けたことが誤っている旨を主張している。

しかし、本件津波は明治三陸津波とは全く規模の違う巨大津波である。このような巨大津波による事故の発生を防げるような工事は長期間を要する大工事になったと思われる。

指定弁護士の主張は、運転停止という具体的措置によれば結果回避をできたのに、それを怠ったと理解できる。

原判決が、運転停止措置を前提に検討したことは当然のことである。

弁護人による答弁

2点目

指定弁護士は専門的知識に欠ける裁判官が判断した点に誤りがあると主張。

しかし、信頼性があるのかは、裁判所が判断する責務を負うのは当然である。

原審裁判所は専門家の意見を無視したわけではない。松澤氏、今村氏の証言に基づく。

弁護人による答弁

3点目

事実取り調べ請求について、指定弁護士は、原審でそれらの証拠の取り調べを請求できなかったやむを得ない事情を明らかにしていない。

もし原審の段階で請求していたら、弁護人はその専門家に指定弁護士がいま請求している専門家の意見を求めていた。その機会を奪っておいて、認めることは許されない。

次回 控訴審第2回期日

2022年2月9日(水)14時

焦点は、

①現地検証の採用

②証人の採用

推本の長期評価部会長 島崎邦彦氏

気象庁元職員 濱田信夫氏

原子力工学の専門家 渡辺敦雄氏